

氷川町物価高騰対策子育て応援券支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰による子育て世帯の家計負担の急増対策として、乳幼児を監護している保護者等に対し、氷川町子育て応援券を支給する事業（以下「本事業」という。）を行うことにより、子育てに係る経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び少子化対策を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、氷川町とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 乳幼児 満3歳未満の者であって、町内に住所を有する者をいう。
- (2) 保護者等 乳幼児の親権者、未成年後見人その他の者であって、現に当該乳幼児を監護している者（又はこれに準ずる者であると町長が認めた者）をいう。
- (3) 応援券 子育てに必要な紙おむつ、おしりふき、粉ミルク（以下「子育て用品」という。）を購入する場合に、その費用の一部を助成することを目的として町が発行する氷川町子育て応援券をいう。

(支給対象者)

第4条 応援券の支給対象者は、町内に住所を有する保護者等とする。

(支給申請)

第5条 本事業の支給を受けようとする保護者等は、氷川町物価高騰対策子育て応援券支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、保護者等の公的身分証明書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 申請書は、支給対象年度毎に1回のみ提出することができる。ただし、出生

により支給対象乳幼児数が変更となった場合はこの限りではない。

(申請期限)

第6条 支給申請の期限(以下「申請期限」という。)は、支給対象乳幼児が満3歳になる日の前日までとする。

2 申請期限までに申請が行われなかったときは、応援券の支給を辞退したものととする。

(支給決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、これを審査し、氷川町子育て応援券の支給の可否を決定し、氷川町物価高騰対策子育て応援券支給・却下決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、支給決定が認められた者には、氷川町子育て応援券を支給するものとする。

(応援券の額等)

第8条 応援券の額は、1枚1,000円とし、乳幼児1人につき30枚を支給するものとする。

2 応援券は、支給決定した日から使用することができる。ただし、最初の効力発生日から起算して1年を経過する日が属する月の末日を使用期限とする。

3 前項の規定のほか、出生により新たに支給対象乳幼児となった場合は、出生日を最初の効力発生日とする。

(取扱事業者)

第9条 本事業で使用できる事業者として指定を受けようとするものは、氷川町子育て応援券取扱事業者登録申込書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の登録申込書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、氷川町子育て応援券取扱事業者(以下「取扱事業者」という。)として指定し、氷川町子育て応援券取扱事業者指定書(様式第4号)を交付するものとする。

(取扱事業者の取消し等)

第10条 町長は、取扱事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他取扱事業者の責めに帰すべき事由により、事業を継続することができないと認めるときは、取扱事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 取扱事業者が指定の取消しを申し出たとき。
- (3) 取扱事業者の故意による不正使用等があったとき。
- (4) その他応援券の支給に関する町の指示事項を遵守しないとき。

2 町長は、前項の規定により取扱事業者の指定を取り消すときは、氷川町子育て応援券取扱事業者指定取消書(様式第5号)により、取扱事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、町長が取扱事業者の指定を取り消した場合において、取扱事業者であった者が既に受領した応援券を有する場合は、当該応援券に係る請求を行うことができるものとする。

4 町長は、取扱事業者が第1項第3号又は第4号に該当し、必要があると認めるときは、受領した応援券に対して支払を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

5 取扱事業者は、第1項の規定による取扱事業者の取消しにより損害が生じた場合であっても、損害賠償を町長に請求することができないものとする。

(応援券の使用等)

第11条 応援券の支給を受けた者(以下「受給者」という。)は、第5条第2項に規定する使用期間内に、第9条第2項の規定による指定を受けた取扱事業者で子育て用品を購入する際に応援券を使用することができる。

2 前項の場合において、購入しようとする子育て用品の額が応援券の額面を超えた場合は、その差額は受給者において負担するものとする。また、応援券の額面を下回った場合は、その差額の払戻しはしないものとする。

3 有効期限を過ぎた応援券の使用は、できないものとする。

4 紛失による応援券の再発行は行わないものとする。ただし、汚損した場合に限り、汚損した応援券と引き換えに新たな応援券を支給できるものとする。

(応援券の管理)

第12条 取扱事業者は、前条により受給者による応援券の使用があったときは、氷川町子育て応援券使用台帳（様式第6号。以下「使用台帳」という。）に必要事項を記録しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第13条 受給者は、支給を受けた応援券を他人に譲渡し、又は使用させてはならない。

(返還)

第14条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用の応援券があった場合は、応援券の返還を命ずることができる。

- (1) 受給者又は受給者が監護する乳幼児が死亡し、又は町外に転出したとき。
- (2) 応援券を第三者に譲渡したとき。
- (3) 応援券の記載事項を改変して使用したとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により、応援券の支給を受けたとき又は使用したとき。
- (5) その他応援券の支給に関する町の指示事項を遵守しないとき。

2 町長は、前項第2号から第5号までのいずれかに該当し、必要があると認めたときは、当該受給者が既に使用した応援券の額面に相当する金額の全部又は一部を返還を命ずることができる。

(応援券の給付金請求手続)

第15条 取扱事業者は、毎月初日から末日までに受領した応援券を集計し、翌月の10日までに氷川町子育て応援券引換請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）に使用台帳と応援券を添えて、町長に請求するものとする。

2 前項の規定のほか、町長が必要と認めたときは、町長の指定する日までに受領した応援券を集計し、請求書に使用台帳と応援券を添えて、町長に請求す

るものとする。

- 3 町長は、第1項及び前項の規定による請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 氷川町物価高騰対策子育て応援券支給事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

氷川町長 様

申請者 住所 氷川町
氏名
電話番号

氷川町物価高騰対策子育て応援券支給申請書

対象乳幼児	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる【氷川町】
	氏名	
	生年月日	令和 年 月 日（ 歳）

※□の欄は、該当する部分にレ印を記入してください。

氷川町物価高騰対策子育て応援券の支給を受けたいので、申請者の身分が証明できる書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請にあたり下記事項が発生したときは速やかに返還命令に応じることを承諾します。

記

- (1) 受給者又は受給者が監護する乳幼児が死亡し、又は町外に転出したとき。
- (2) 応援券を第三者に譲渡したとき。
- (3) 応援券の記載事項を改変して使用したとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により、応援券の支給を受けたとき又は使用したとき。
- (5) その他応援券の支給に関する町の指示事項を遵守しないとき。

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

（申請者） 様

氷川町長

氷川町物価高騰対策子育て応援券支給決定・却下通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった氷川町物価高騰対策子育て応援券について、次のとおり決定・却下したので通知します。

・決定の場合

対象乳幼児氏名	
---------	--

・却下の場合

対象乳幼児氏名	
却下の理由	

様式第3号（第9条関係）

氷川町子育て応援券取扱事業者登録申込書

令和 年 月 日

氷川町長 様

申込者 所在地
商号又は名称
代表者名
電話番号

氷川町物価高騰対策子育て応援券支給事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、取扱事業者の指定を受けたいので、次のとおり申し込みます。

なお、申込みにあたり、氷川町物価高騰対策子育て応援券支給事業実施要綱を遵守することを誓約します。

様式第4号（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

氷川町子育て応援券取扱事業者指定書

様

氷川町長

氷川町物価高騰対策子育て応援券支給事業実施要綱第9条第2項の規定により、
氷川町子育て応援券取扱事業者に指定します。

取扱事業者登録番号	第 号
商号又は名称	
代表者名	
所在地	

様式第5号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

氷川町子育て応援券取扱事業者指定取消書

様

氷川町長

年 月 日付 第 号で指定した氷川町子育て応援券取扱事業者について、氷川町物価高騰対策子育て応援券支給事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 取消年月日 年 月 日
- 3 取消理由

様式第7号（第15条関係）

年 月 日

氷川町長 様

氷川町子育て応援券引換請求書

請求金額	円
------	---

ただし、 年 月分の応援券 枚×1,000円として

氷川町物価高騰対策子育て応援券支給事業実施要綱第15条第1項の規定に基づき、使用台帳と受領した応援券を添えて請求します。

所在地

商号又は名称

代表者名

金融機関名	銀行・農協・信組・信金		
店名	本店・支店・支所・出張所		
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			